

採用決定者が、就業開始後、自己の意思により、又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた報酬の一部を、以下各号のとおり返還する。但し、その名目上もしくは形式上の理由にかかわらず、退社等が、実際には甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、または甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

- ・ 3ヶ月以内の退社の場合、報酬の50%に相当する金額